

下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

平成20年6月 2日制定
平成21年5月 7日改正
平成22年6月17日改正
平成24年6月 4日改正
平成25年6月24日改正
平成26年4月 1日改正
平成26年7月11日改正
平成26年8月27日改正
平成28年3月31日改正
平成29年6月 9日改正
平成31年3月29日改正
令和2年4月23日改正
令和2年6月10日改正
令和3年4月1日改正
令和3年12月10日改正
令和4年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、下関市内に存する建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、当該耐震化促進事業に要する費用の一部を補助する下関市建築物耐震化促進事業補助金(以下第4条ただし書を除き「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号から第4号までに規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 多数利用建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促

進法」という。)第14条第1号に掲げる建築物(同条第3号に規定する建築物を除く。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上かつ床面積の合計が500㎡以上のもの

イ 小学校、中学校又は中等教育学校(前期課程修業のもの)で、階数が2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの

ウ 高等学校又は中等教育学校(後期課程修業のもの)で、階数が3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの

エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもので、階数が2以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの

オ 病院又は診療所で、階数が3以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のもの

(2) マンション 次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された共同住宅のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 延べ面積が1,000㎡以上であること。

ウ 地階を除く階数が原則として3階以上の建築物(耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物を除く。)であること。

エ 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建築物(以下「区分所有建築物」という。)であること。

オ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の3分の2以上である建築物であること。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物(木造住宅及び次号に規定する建築物を除く。)をいう。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項第1号及び第2号に規定する建築物をいう。

- (5) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士をいう。
- (6) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。
- (7) 耐震判定委員会 耐震判定委員会登録要綱（平成21年7月28日制定）第1条の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が同要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。
- (8) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (9) マンション耐震診断事業 マンションについて、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (10) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (11) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修又は建替えに関する事業をいう。

（交付の対象）

第3条 補助金は、市長が公益上必要があると認める次条に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対して、その実施に必要な経費の一部について交付する。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業及びその要件は、次に掲げるものとする。ただし、山口県又は下関市が行う他の補助金、資金貸付金、利子補給金その他の給付金の交付の対象となる事業については、補助対象事業としない。

(1) 多数利用建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士により実施される耐震診断（建築士法第3条第1項、第3条の2第1項及び第3条の3第1項に掲げる建築物について、当該建築物の設計又は工事監理のできる資格を有する者が評価したものに限る。）であること。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平

成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)に基づく耐震診断であること。

- (2) マンション耐震診断事業 前号ア及びイを満たすものであること。
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 第1号ア及びイを満たすものであること。
- (4) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 当該事業の対象となる建築物は、次のいずれかに該当する建物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に規定する者が実施する耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判断されたものであること。

(ア) 要緊急安全確認大規模建築物のうち病院

(イ) 要緊急安全確認大規模建築物のうち耐震改修促進法附則第3条第1項第2号に該当する建築物

(ウ) 要緊急安全確認大規模建築物のうち避難所等として災害時に重要な機能を果たす建築物で市と災害協定を締結したもの又は締結することが確実であるもの（(ア)又は(イ)に該当するものを除く。）。

イ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。

ウ ア(ウ)の建築物にあつては、イに掲げる要件のほか、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める要件を満たすこと。

(ア) 耐震改修の場合 基本方針の別添第1第2号に規定される I_s 値及び q 値に用途係数1.25を乗じたものを目標値とすること。

(イ) 建替えの場合 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の3第2号の規定により計算する数値に1.25を乗じたものを各階の必要保有水平耐力とすること。

エ 耐震改修の場合における補強設計については、次の要件を満たすこと。

(ア) 建築士事務所に所属する建築士により実施される補強設計（建築士法第3条第1項、第3条の2第1項及び第3条の3第1項に掲げる建築物について、当該建築物の設計又は工事監理のできる資格を有する者が設計したものに限る。）であること。

(イ) 耐震判定委員会その他の第三者機関の判定を受けたものであること。

(補助金交付の対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う建築物の所有者（マンション耐震診断事業にあつては、区分所有建築物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）であつて、下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していないものとする。ただし、特段の事由により建築物の所有者が実施できない場合において、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象額」という。）及び補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 多数利用建築物耐震診断事業、マンション耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 次のア及びイに掲げる額

ア 補助対象額 次の(ア)から(ウ)までに掲げる延べ床面積の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める単位により算出した額の合計額。ただし、1棟当たり150万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を限度とする。

(ア) 1棟当たりの延べ面積（耐震診断を行う範囲の面積1㎡当たりの費用をいう。以下同じ。）1,000㎡以内の部分 3,670円/㎡以内

(イ) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,570円/㎡以内

(ウ) 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,050円/㎡以内

イ 補助金の額 補助対象額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(2) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 次のア及びイに掲げる額

ア 補助対象額 耐震改修工事に要する経費の額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（ただし、第4条第4号アの耐震診断の結果、構造耐震指標（I_s値）が0.3未満相当である場合にあつては延べ面積に56,300円/㎡を乗じて得た額を、それ以外の場合にあつては延べ面

積に51,200円/m²を乗じて得た額を限度とする。) (建替えを行う場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分とする。)

イ 補助金の額 補助対象額に600分の269を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(事前相談)

第6条の2 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業を実施しようとする年度の前年度において、市長が別に定める期間中に、下関市建築物耐震化促進事業補助金事前相談書 (様式第1号。以下「相談書」という。) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、相談書の提出があった場合において、その者が補助対象事業を行う者として適当かどうか、並びに建築物の規模及び事業内容が補助対象事業として適当かどうかを確認し、適当であると認めるときは、その旨を下関市建築物耐震化促進事業補助金事前確認書 (様式第1号の2) により申出者に通知するものとする。この場合において、市長は、次条の規定による補助金の交付申請のために必要があると認めるときは、申出者に対し、必要な措置をとるべきことを当該確認書において指示することができる。

3 前項の規定による通知は、申出者に対する補助金の交付を決定するものではない。

(交付の申請)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者 (以下「補助対象者」という。) は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、下関市建築物耐震化促進事業補助金交付申請書 (様式第1号の3) を市長に提出しなければならない。

2 前項の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施計画書 (様式第2号)

(2) 対象建築物の所有者、建築年、建築確認年月日等が分かる書類 (登記事項証明書、確認済証等)

(3) 補助対象事業に要する費用の見積書 (積算内訳書を含む。) の写し

(4) 市税の滞納がないことの証明書 (完納証明書)

- (5) マンション耐震診断事業にあつては、耐震診断を実施する旨の管理組合の議決があること又は耐震診断を実施することについて区分所有者全員の同意を得たことを証する書類の写し
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業にあつては、補助対象建築物が耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物であることが分かる書類（断面図、位置図等）
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業にあつては、耐震改修又は建替への結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書（耐震判定委員会の耐震改修計画の判定・評価）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請した補助対象者に通知する。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に下関市建築物耐震化促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の実施）

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者が前条第1項の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事

業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市建築物耐震化促進事業中止・廃止届(様式第5号)により補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により補助金の交付の申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る下関市建築物耐震化促進事業変更申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、前項の場合において、下関市建築物耐震化促進事業補助金交付変更等決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(全体設計の承認)

第14条 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業が複数年度にわたる場合には、当該補助対象者は、初年度の補助金の交付の申請までに、当該補助対象事業に係る事業完了予定時期、事業費の総額及び年割額について、下関市建築物耐震化促進事業全体設計の承認申請書(様式第8号)に積算根拠を添

えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による全体設計の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、全体設計を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により全体設計の承認を決定したときは、下関市建築物耐震化促進事業全体設計の承認決定通知書（様式第9号）により、承認申請をした補助対象者に通知する。

（全体設計の変更承認）

第15条 前条第3項の承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市建築物耐震化促進事業全体設計の変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による全体設計の変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、全体設計の変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により全体設計の変更承認を決定したときは、下関市建築物耐震化促進事業全体設計の変更承認決定通知書（様式第11号）により、変更承認申請をした補助対象者に通知する。

（完了報告）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えた下関市建築物耐震化促進事業補助金事業完了報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第13号）

(2) 契約書の写し

(3) 請求書又は領収書の写し

(4) 第4条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、耐震診断結果報告書の写し

(5) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業にあつては、次に掲げる書類

ア 補助対象事業（工事）の積算書及び写真（施工前、施工中及び完了時）

イ 当該補助対象事業が建築基準法第6条第1項に規定する申請が必要な場合は、検査済証（同法第7条第5項に規定する検査済証をいう。）の写

し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第14条の全体設計の承認決定通知を受けた補助事業者は、当該年度の2月末日までに下関市建築物耐震化促進事業補助金事業(年度)完了報告書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による報告においては、第1項第1号から第3号まで及び同項第5号アに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助対象事業(次条第3項の規定により補助金の額の確定が補助対象事業の全体の事業完了後に行われるものを除く。)の最終年度にあつては、第1項第1号から第3号まで及び同項第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条第1項の事業完了報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、下関市建築物耐震化促進事業補助金交付確定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の事業年度完了報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、下関市建築物耐震化促進事業補助金年度交付確定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める場合は、補助金の額の確定を補助対象事業の全体の事業完了後に行うことができる。この場合において、前条第2項の報告書に基づき当該年度の補助対象事業の進捗状況を確認するものとし、補助金の額の確定については、第1項の規定を準用する。

4 前項の規定により第1項の規定を準用する場合においては、第1項中「前条第1項」とあるのは「補助対象事業の全ての年度に係る前条第2項」と読み替えるものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを

補助事業者に対して指示することができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第19条 第17条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市建築物耐震化促進事業補助金請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第20条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、請求日から30日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第17条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第18号)により、第2項の規定による返還の命

令は下関市建築物耐震化促進事業補助金返還命令書（様式第19号）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第23条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は第21条の帳簿その他関係書類の検査をすることができる。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年6月2日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

（下関市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱の廃止）

2 下関市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成19年6月1日施行）は、廃止する。

（下関市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この要綱による廃止前の下関市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）により補助金の交付を決定した事業については、旧要綱第13条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

（失効）

4 この要綱は、次の各号のいずれか早い日にその効力を失う。ただし、当該日の属する年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

(1) 国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日

(2)下関市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）の計画期間（計画期間満了後も効力を有するとされる期間を含む。）の末日

(3)令和7年3月31日

附 則（平成21年5月7日）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月4日）

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則（平成25年6月24日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）により補助金の交付を決定した事業については、旧要綱第13条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成25年11月25日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

（耐震改修促進計画が改正されるまでの経過措置）

2 平成25年11月25日から建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の規定による山口県耐震改修促進計画（以下「改正前県計画」という。）が改正されるまでの間は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）による改正前の耐震改修促進法（以下「旧法」という。）第6条第3号の建築物（改正前県計画において山口県が定める道路に接するものに限る。）は、改正法による改正後の耐震改修促進法第14条第3号の建築物とみなす。

3 耐震改修促進法第6条第1項の規定による本市の耐震改修促進計画が定められるまでの間は、旧法第6条第3号の建築物（下関市耐震改修促進計画に

において位置付けた道路で、山口県が改正前県計画に定める道路とみなした道路に接するものに限る。)は、改正後の耐震改修促進法第14条第3号の建築物とみなす。

附 則 (平成26年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱による補助金の交付決定は、この要綱による改正後の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱による補助金の交付決定とみなす。

附 則 (平成26年7月11日)

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則 (平成26年8月27日)

この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第4項第2号の改正規定は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年6月9日)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度にこの要綱による改正後の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第3条に規定する補助対象事業に着手しようとする者については、新要綱第6条の2の規定は適用しない。この場合において、第7条中「前条第3項の規定による通知を受けた」とあるのは、「補助対象事業を行う」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の下関市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき交付を決定した下関市建築物耐震化促進事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。